別記

様式第1号(第4条関係)

垂井町長　　　　　　　　様

申請年月日　　　令和　　年　　月　　日

垂井町地方就職支援金交付申請書兼請求書

垂井町地方就職支援金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。また、交付決定を受けた場合はその決定額を請求します。

1　申請者欄

| フリガナ | | 性別 | 生年月日 |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | | 年　月　日 |
| 現住所 | 〒 | 電話番号 | |
| メールアドレス | @ | | |
| 在学大学・学部 | | | |

２　就職活動

| | | |
|---|---|---|
| 訪問活動<br>訪問先 | 企業名 | |
| | 所在地 | |
| 就職活動日 | 年　月　日 | |
| 内定日 | 年　月　日 | |

３　就職活動に伴う移動費用

| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費　用 |
|---|---|---|---|---|
| | | (バス停名・駅名・空港名など) | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

４　移住に伴う移転費用

| 日付 | 移住元市町村 | 移住先市町村 | 費用 |
|---|---|---|---|
| | | | |

５　各種確認事項(該当する欄に〇を付けてください)※1

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 備考1「垂井町地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | | A. 誓約する | | B. 誓約しない |
| 備考2「垂井町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | | A. 同意する | | B. 同意しない |
| 転入日から5年以上継続して垂井町に居住する意思について | | A. 意思がある | | B. 意思がない |
| 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係について | | A. 関係を有する者でない | | B. 関係を有する者である |
| 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格の有無について | | A. 左記のいずれかに該当する | | B. 左記のいずれにも該当しない |

※1：各種確認事項のBに〇を付けた場合は、支援金の交付対象となりません。

裏面もご記入ください。

6　振込先※2､3

<table>
<tr><td rowspan="3">金融機関</td><td>銀行・信用金庫<br>信用組合・農協</td><td>本店・支店<br>出張所<br>本所・支所</td></tr>
<tr><td>金融機関コード</td><td>支店コード</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td colspan="2">普通　・　当座</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>口座名義人(漢字)</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※2：申請者と同一名義の口座を記入してください。

※3：ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号(通帳見開き下部に記載の7桁の番号)」を記入してください。

添付書類　※4　添付した書類にはチェックを付けてください。

□写真付き身分証明書の写し

□卒業・修了証明書（卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの）

□就職活動等にかかる経費（交通費）、移住にかかる経費（移転費）の領収書
（移転費の場合は、最低限の費用であることがわかる書類を併せて添付）

□就職先企業等による証明書（新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業等への就職及び就業継続の意思の宣誓）　※勤務地限定社員としての採用の場合は、その旨併せて記載されているもの

□移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等）

［備考1］垂井町地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

1　報告及び立入調査について、垂井町から求められた場合には、それに応じます。

2　以下の場合には、垂井町地方就職支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

（1）　支援金の申請日から１年以内に、垂井町地方就職支援金交付要綱第３条第２号要件（以下「企業要件」という。）を満たす内定先企業へ就業しなかった場合　全額

（2）　支援金の申請日から１年以内に、垂井町に転入しなかった場合（申請時に既に垂井町に住民票がある場合を除く。）　全額

（3）　就業日から１年以内に企業要件を満たす職を辞した場合（退職日から３か月以内に、企業要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）　全額

（4）　垂井町への転入日から３年未満に町外へ転出した場合　全額

（5）　虚偽の申請であることや居住又は就業の実態がないこと等が明らかとなった場合　全額

（6）　転入日から３年以上５年以内に町外へ転出した場合　半額

［備考2］垂井町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び垂井町は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及びこの法律の施行のために、岐阜県及び垂井町が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び垂井町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。